

もったいない・あおもり

事業者の皆様へ

エコ事業所・エコショップ

認定申請 受付中!



もったいない・あおもり県民運動
キャラクター「エコー」

環境に配慮した取組を行う事業者を県が認定します。

①あおもりECOにこオフィス・ショップ、②あおもり食べきり推進オフィス・ショップの両方で認定を受けることもできます。

1 あおもり ECO にこ オフィス・ショップ (プレミアムあおもり ECO にこ オフィス・ショップ)

認定要件：次のうち、5つ以上 (プレミアムは10以上) の取組を実施している事業者

省エネルギー・ 省資源対策

- ① 冷暖房温度等の適正管理
- ② 省エネ型照明等の導入
- ③ 環境保全型商品の開発等
- ④ 低燃費・低公害車等の導入
- ⑤ エコドライブの実践・
ノーマイカーデーの実施
- ⑥ 再生可能エネルギー等の利用

廃棄物減量化・再利用・ リサイクルの促進

- ⑦ グリーン購入の推進
- ⑧ 紙の使用量削減、古紙リサイクルの推進
- ⑨ 廃棄物の減量化・分別・リサイクルの推進
- ⑩ 容器包装の削減
- ⑪ 資源ごみの店頭回収
- ⑫ マイバッグの持参促進
- ⑬ マイはし・マイボトル等の持参促進
- ⑭ 修理サービスの提供

その他 環境配慮への取組

- ⑮ 従業員への環境教育等の実施
- ⑯ 環境保全活動
- ⑰ 地産地消の促進
- ⑱ 環境マネジメントシステム導入
- ⑲ 環境保全担当部署の設置
- ⑳ その他環境に配慮した取組

2 あおもり食べきり推進 オフィス・ショップ

認定要件：次のうち、1つ以上の取組を実施している事業者

- ① **食品ロス削減に向けた普及啓発**
(県が配布するポスター等の掲示、大・中・小メニューの設定、宴会時の食べきりの呼びかけなど)
- ② **食品ロス削減に向けた工夫**
(ばら売りや少量パック販売、賞味・消費期限の近い商品の値引き販売、小盛り・ハーフサイズメニューの設定、食材の使いきりなど)
- ③ **食品廃棄物のリサイクル**
(店舗や社員食堂等から発生する食品廃棄物の堆肥化等のリサイクルなど)
- ④ **その他食品ロス削減につながる取組**
(食べ残しの持ち帰り対応、ホームページ等での取組の紹介、フードバンクへの食料提供など)

認定を受ける...

- 県から認定証及び認定ステッカーを交付
- 県のHP等を通じて、県民に取組をPR
- 優れた取組を行う事業者は、
「もったいない・あおもり賞」として表彰
- ロゴマークを使用できる



環境に配慮した取組を増やし、県から認定を受けませんか？ (申込方法は裏面参照)



もったいない・あおもり エコ事業所・エコショップの皆様へ

あおもりエコの環 スマイルプロジェクト

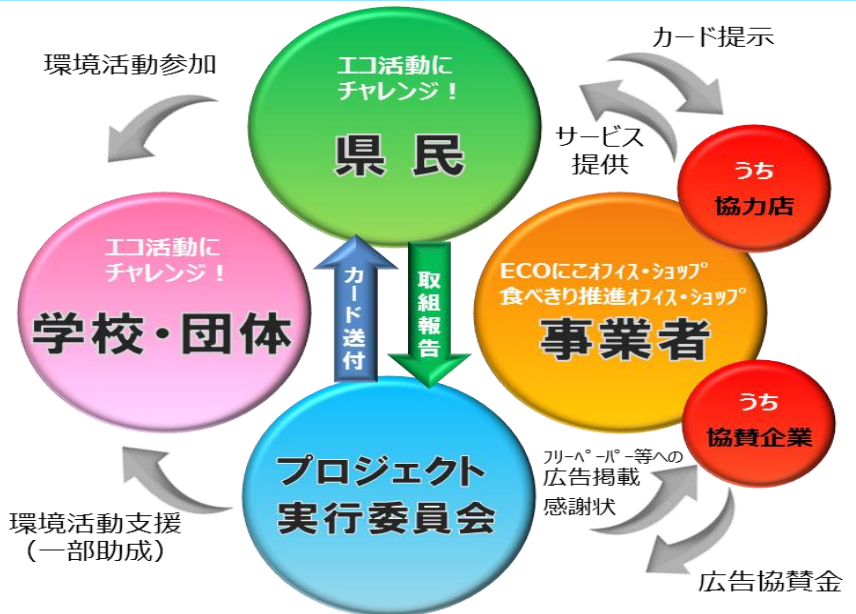
協賛企業・協力店を募集中!

このプロジェクトは、県民、事業者、学校・団体それぞれが環境配慮行動に取り組むとともに、相互に連携・協力しながら、地域全体のエコにつなげようという取組です。

事業者の皆様には、以下のとおり協賛企業や協力店としてご参加いただくと、プロジェクト参加県民への支援や、地域で環境活動に取り組む学校・団体への支援につながります。

また、本プロジェクトへの参加により、「エコなお店、地域貢献に積極的な事業所」というPRを通じて、イメージアップや集客増につなげられるチャンスでもあります。

環境にやさしい地域づくりを進め、みんなが笑顔で暮らせる青森県を目指して、本プロジェクトにご参加くださるようお願いいたします。



協賛企業として参加する場合

協賛金の提供により、地域の学校・団体等の環境活動や、プロジェクトの運営を支援します。

- 目に見える地域貢献ができます。
 - フリーペーパー(会報誌)^{*1}やHP等に広告を掲載します。
 - 協賛金は、プロジェクト協力費として、フリーペーパー発行費用や、学校・団体等への「地域環境活動助成金」等に当てられます。
 - プロジェクト協賛企業ステッカーを交付します。
- ※協賛金は1口1万円からとなります。



口数	フリーペーパー広告掲載	HPトップ社名掲載
1口	A枠(縦1.5cm×横5cm程度)	○
2口～	A枠×2	○
5口～	A枠×3	○
10口～	B枠(縦4.5cm×横10cm程度)	○

協力店として参加する場合

プロジェクト参加県民のメリットとして、モッテコーカードの提示により、お店でサービスを提供します。

- イメージアップや集客が期待できます。
 - フリーペーパー(会報誌)^{*1}やHP等に協力店情報を掲載します。
 - プロジェクト協力店ステッカーを交付します。
- ※プロジェクトでは、参加県民に「モッテコーカード」を発行しており、これを協力店に持参すると、サービスを受けられる仕組みとしています。サービス内容は協力店に一任しています。

<サービス例>

- 店内商品5%OFF
- ポイント2倍
- 50円引きなど



※ 協賛企業・協力店へのお申し込みは、「もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定」を受けた後、お申し込みください。

※¹フリーペーパー(A4判10頁)は、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト通信」として参加県民・事業者・学校等向けに年1回発行している会報誌で、発行部数は11,000部です。(サイズは予算の状況により変更となる場合があります。)

申請は、HPからもできます。 <http://www.econowa-smile.com/>

あおもりエコの環スマイルプロジェクトHPトップ「協賛企業・協力店募集」から申請してください。

あおもりエコの環

検索

プロジェクト参加状況

(H30.3月末現在)

- ◆参加県民 4,343名
- ◆参加事業所 1,088事業所
- うち協賛企業 67社
- うち協力店 142店舗
- ◆参加学校・団体 103団体



【お問い合わせ先・お申し込み先】

●あおもりECOにこオフィス・ショップ認定

青森県環境生活部環境政策課 〒030-8570青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065 E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

●あおもりエコの環スマイルプロジェクト

あおもりエコの環スマイルプロジェクト実行委員会事務局

(青森県地球温暖化防止活動推進センター内)

〒030-0801青森市新町1-13-7 和田ビル3F

TEL 017-721-2480 FAX 017-723-7631 E-mail info@econowa-smaile.com

もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ 認定事業実施要綱

(目的)

第1条 もったいない・あおもり県民運動の一環として、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業所を「もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ」として認定し、事業者及び商店街による自主的かつ継続的な環境配慮の取組促進を目的とする。

また、その取組を広く県民等に紹介することにより、「もったいない」を合い言葉に県民一丸となって省エネルギーやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組を進め、もって環境への負荷の少ない「持続可能な低炭素・循環型社会」の形成に寄与することを目的とする。

(認定の区分)

第1条の2 この要綱により認定できる事業所及び商店街は、次の区分による。

- (1) あおもりECOにこオフィス・ショップ
- (2) あおもり食べきり推進オフィス・ショップ
- (3) あおもりエコ商店街

(認定の基準)

第2条 あおもりECOにこオフィス・ショップとは、青森県内に所在し、事業活動を行っている事業所であって、もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表1に掲げる「環境に配慮した取組項目」のうち5以上の項目に取り組んでいる事業所とする。ただし、同表に掲げる「環境に配慮した取組項目」のうち10以上の項目に取り組んでいる事業所は、プレミアムあおもりECOにこオフィス・ショップとする。

2 あおもり食べきり推進オフィス・ショップとは、青森県内に所在し、事業活動を行っている事業所であって、もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表2に掲げる「食品ロス削減に配慮した取組項目」のうち1以上の項目に取り組んでいる事業所とする。

3 あおもりエコ商店街とは、青森県内に所在し、商店街振興組合又は商店街の振興のために組織された団体（以下、「商店街」という。）であって、次のいずれかに該当する商店街とする。

- (1) もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表3に掲げる「環境に配慮した商店街の取組項目」のうち1以上の項目に取り組んでいる商店街であること。
- (2) 商店街の組合員等構成員のうち半数程度又は概ね10以上の事業所が、第1項又は前項の規定による認定を受けていること。

(認定の申請)

第3条 前条第1項若しくは第2項の認定基準による認定又は同条第1号及び第2項の認定基準による認定を受けようとする事業所を経営する事業者は、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 支店等複数の事業所を経営する事業者又は複数の入居事業所のあるテナントビルを経営する事業者は、前項の申請書に各事業所名及び各所在地等を記載した書類を添付のうえ一括して申請す

ることができる。

- 3 前条第3項の認定基準による認定を受けようとする商店街は、あおもりエコ商店街認定申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（認定の実施）

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に定める認定基準に該当すると認められるときは、これを認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定を行ったときは、申請者に対し、当該各号に定める認定証等を交付するものとする。

（1）第2条第1項の規定によるあおもりECOにこオフィス・ショップ 別に定める様式によるあおもりECOにこオフィス・ショップ認定証及びステッカー

（2）第2条第2項の規定によるあおもり食べきり推進オフィス・ショップ 別に定める様式によるあおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定証及びステッカー（ただし、ステッカーの交付はショップに限る。）

（3）第2条第3項の規定によるあおもりエコ商店街 別に定める様式によるあおもりエコ商店街認定証

- 3 知事は、前条第2項の規定により行われた申請に対して認定を行ったときは、事業所数分の前項に定めるステッカーを交付するものとする。

4 第2条第1項若しくは第2項の認定基準による認定又は同条第1項及び第2項の認定基準による認定を受けた事業所の事業者（以下、「認定事業者」という。）は、別に定める「あおもりエコの環スマイルプロジェクト実施要綱」による参加登録事業者とする。

5 第2条第3項の認定基準による認定を受けた商店街（以下、「認定商店街」という。）は、別に定める「あおもりエコの環スマイルプロジェクト実施要綱」による参加登録団体とする。

（ロゴマークの使用）

第5条 第2条第1項の認定基準による認定を受けた事業所の事業者は、別に定める様式によるロゴマークを使用して認定を受けた事業所の広告を行うことができる。ただし、販売する商品及びその容器若しくは包装に付してはならない。

- 2 前項の規定によりロゴマークを使用する事業者は、ロゴマークを改変してはならない。

（事業者の責務）

第6条 認定事業者は、第4条第2項及び第3項の規定により交付された認定証及びステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

2 認定事業者は、環境に配慮した取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。

3 認定事業者は、前年の4月から本年3月までの取組状況を、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ活動状況報告書（第3号様式）により、6月30日までに知事に報告するものとする。

（商店街の責務）

第7条 認定商店街は、あおもりエコ商店街に認定された旨を地域住民等に対して周知するよう努

めるものとする。

- 2 認定商店街は、環境に配慮した取組の促進、維持及び充実を図るものとする。
- 3 認定商店街は、県がもったいない・あおもり県民運動の一環として実施する事業への協力に努めるものとする。
- 4 認定商店街は、前年4月から本年3月までの取組状況を、あおもりエコ商店街活動状況報告書（第4号様式）により、6月30日までに知事に報告するものとする。

（変更の届出）

第8条 認定事業者又は認定商店街は、申請事項に変更があったときは、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ変更届（第5号様式）を速やかに知事へ提出するものとする。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者又は認定商店街は、認定を辞退しようとする場合は、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定辞退届（第6号様式）を知事へ提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- （1）前条の規定による辞退届を受理したとき。
 - （2）認定事業者が廃業若しくは転出又は認定商店街が解散したことが確認されたとき。
 - （3）第2条第1項若しくは第2項の認定基準による事業所又は同条第3項の認定基準による商店街に該当しなくなったと認められるとき。
 - （4）法令に違反する等、認定事業者又は認定商店街として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により認定を取り消された事業者又は商店街は、速やかに第4条第2項又は第3項の規定により交付された認定証及びステッカーを知事に返還し、かつ、第5条第1項の規定によるロゴマークの使用を中止しなければならない。

（取組状況の調査）

第11条 知事は、必要に応じて認定事業者及び認定商店街の取組状況について調査を行うことができる。

（広報）

第12条 知事は、認定事業者及び認定商店街の環境に配慮した取組等をホームページ、広報紙等によって、県民等に広報するよう努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月5日から施行する。
- 2 青森県「地球にやさしい青森県推進事業所」登録事業実施要綱（平成17年7月11日施行）

は、廃止する。

- 3 第2条第1項の認定基準による第3条第1項に基づく申請書及び第6条第3項に基づく活動状況報告書については、「あおりエコの環スマイルプロジェクト」のホームページから必要事項を入力することにより知事に提出することができる。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

(別表1)

環境に配慮した取組項目

区分	No	取組項目	取組例
1 省エネルギー・省資源対策	1	冷暖房温度、照明等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度の適正管理（冷房28度程度、暖房20度程度）や不要な照明のスイッチをこまめに消すなど空調・照明の適正な管理を積極的に行っている。 ・節水に取り組んでいる。
	2	省エネ型照明、O A機器、空調設備等の導入	O A機器、照明、空調設備等についてエネルギー効率の高い機器・設備を導入している。
	3	環境保全型商品等の開発・販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制に効果的な商品等の開発や販売促進に積極的に取り組んでいる。 ・青森県認定リサイクル製品、省エネ型商品など環境保全型商品等の開発や販売促進に取り組んでいる。
	4	低燃費・低公害車等の導入	低燃費、低公害の自動車や建設機械等を積極的に導入している。
	5	エコドライブの実践、ノーマイカーデーの実施	エコドライブの実践やノーマイカーデーを実施し、温室効果ガス排出抑制に取り組んでいる。
	6	再生可能エネルギー、廃熱等の利用	太陽光発電等の再生可能エネルギーや廃熱の利用、環境負荷の少ない燃料等を積極的に利用している。
2 廃棄物の減量化・再利用・リサイクルの促進	7	グリーン購入の推進	コピー用紙、印刷物、名刺等に再生紙を使用する、リサイクル製品の物品を購入するなど環境に配慮した物品等を積極的に購入、使用している。
	8	紙の両面使用の徹底等による紙の使用量削減、古紙リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・会議用資料や文書の簡素化、両面印刷、両面コピーの徹底などにより、紙の使用量を削減している。 ・オフィス町内会へ加入するなど古紙リサイクルに積極的に取り組んでいる。
	9	事業所から発生する廃棄物の減量化・分別・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等の分別の徹底。 ・使い捨て製品（紙コップ、紙皿等）の使用自粛や消耗品・備品の過度な交換を控える。 ・食べ残しがないよう年齢や要望に応じたメニュー（小盛りなど）の提供などを行っている。 ・食べ残しや食品残さの堆肥化などにより、リサイクルに取り組んでいる。
	10	容器包装の削減	容器包装の簡素化、詰替商品の販売、量り売り、バラ売りなどに積極的に取り組んでいる。
	11	資源ごみの店頭回収	紙バック、食品トレー、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルを行っている。
	12	マイバッグの持参促進	レジ袋の有料化、マイバッグ運動等を実施している。
	13	マイはし・マイボトル等の持参促進	マイはし持参の促進、マイボトル・マイカップへの飲料提供、ポイント制、優遇サービスの提供などを行っている。
14	修理サービスの提供	靴、鞆、布団、家電製品等の修理などを行っている。	
3 その他環境配慮への取組	15	従業員への環境教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、従業員に対して環境教育を行っている。 ・地域・学校等に環境教育や学習の機会を提供している。 ・職員の環境保全に係るボランティア活動に対し、休暇制度を設けるなどの支援を行っている。
	16	環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全団体の設立又は環境保全団体への参加・支援などを行っている。 ・地域の環境美化活動を行っている。 ・事業所周辺の緑化を行っている。
	17	地産地消の促進	ホテル・飲食店での地元食材の活用、地元生産物の販売促進などを行っている。
	18	環境マネジメントシステムの導入	ISO14001、エコアクション2.1、K E S等を取得している。
	19	環境保全担当部署の設置	環境保全に係る取組を進める部署の設置や体制を整備している。
	20	その他環境に配慮した取組	その他環境に配慮した活動や取組を行っている。

(別表2)

食品ロス削減に配慮した取組項目

No	取組項目	取組例
1	食品ロス削減に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・県が配布するポスター・ステッカー等の掲示に協力する。・事業者自らが食品ロス削減に向けた啓発チラシ等を作成し、掲示・配布している。・各メニュー（大・中・小など）のご飯や麺の量等を掲示し、客に対して適量注文を呼びかけている。・宴会の際、食べきりの実践（30・10運動などの実践）を呼びかけている。
2	食品ロス削減に向けた工夫	<ul style="list-style-type: none">・野菜のばら売りや惣菜の少量パック等の販売を行っている。・賞味期限・消費期限の近い商品の値引き販売を行っている。・閉店間際の値引き販売を行っている。・小盛メニューやハーフサイズメニューを設定するなど、客が食べきりための工夫をしている。・食材を無駄なく使いきるよう工夫している。
3	食品廃棄物のリサイクル	<ul style="list-style-type: none">・店舗等から発生する食品廃棄物について、焼却処理を行わずに堆肥化等のリサイクルを実施している。・社員食堂等から発生する食品廃棄物について、焼却処理を行わずに堆肥化等のリサイクルを実施している。
4	その他食品ロス削減につながる取組み	<ul style="list-style-type: none">・客の食べ残しの把握を行い、新たなメニューの開発等を行っている。・食べ残した料理の持ち帰りに対応している。・次回、料理を食べきった時に使えるクーポン等の配布を行っている。・事業所のホームページや広報などで、食品ロス削減に向けた取組（30・10運動等）を紹介している。・フードバンクに食料の提供を行っている。

(別表3)

環境に配慮した商店街の取組項目

区分	No	取組項目	商店街組合員等に対する取組例
1 省エネルギー・省資源対策	1	冷暖房温度、照明等の適正管理やLED照明等省エネ型設備・機器の導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度の適正管理（冷房28度程度、暖房20度程度）や不要な照明のスイッチをこまめに消すなど空調・照明の適正な管理を呼びかけている。 ・LED照明等省エネ型の設備・機器の導入を呼びかけている。
	2	環境に配慮した商品・サービスの開発・販売等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制に効果的な商品・サービスの開発や販売促進を呼びかけている。 ・青森県認定リサイクル製品、省エネ型商品など環境保全型商品等の開発や販売促進を呼びかけている。
2 廃棄物の減量化・再利用・リサイクルの促進	3	容器包装の簡易化や資源ごみの店頭回収、マイバッグ等の持参等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の簡素化、詰替商品の販売、量り売り、バラ売りなどを積極的に呼びかけている。 ・紙パック、食品トレー、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルを呼びかけている。 ・レジ袋の有料化、マイバッグ運動等を呼びかけている。
	4	事業所から発生する廃棄物の減量化・分別・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等の分別の徹底や使い捨て製品（紙コップ、紙皿等）の使用自粛や消耗品・備品の過度な交換の抑制を呼びかけている。 ・食べ残しがないよう年齢や要望に応じたメニュー（小盛りなど）の提供、食べ残しや食品残さの堆肥化などリサイクルを呼びかけている。
3 その他環境配慮への取組	5	地域の環境美化活動や緑化活動等その他環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街として、地域の環境美化活動を行っているまたは地域団体の活動に参画している。 ・商店街内の緑化活動を行っている。 ・その他環境保全につながる活動を実施しているなど

(第1号様式)

もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定申請書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ふりがな 事業所名		業 種	
所在地等	〒		
	TEL : FAX : e-mail:	担当者 職・氏名	
	事業所ホームページアドレス :		
区分 (両方同時申請可)	取組項目 (を付けてください)	具体的な取組内容	
あおもり E C Oにこ オフィス・ ショップ	別表1を参照		
	省エネ	3 R	その他
	1	7	1 5
	2	8	1 6
	3	9	1 7
	4	1 0	1 8
	5	1 1	1 9
	6	1 2	2 0
	1 3		
	1 4		
あおもり 食べきり推進 オフィス・ ショップ	別表2を参照		
	1	2	3 4

あおもりE C Oにこオフィス・ショップの場合は、別表1の「環境に配慮した取組項目」のうち既に取り組んでいる項目について5項目以上に を付け、具体的な取組内容を記入してください。(10項目以上であおもりプレミアムE C Oにこオフィス・ショップとなります。)

あおもり食べきり推進オフィス・ショップの場合は、別表2の「食品ロス削減に配慮した取組項目」のうち既に取り組んでいる項目について、1項目以上に を付け、具体的な取組内容を記入してください。

取組の様子が分かる写真、資料等がある場合は、添付してください。

支店やテナントビルの入居店舗等複数の事業所を一括して申請する場合は、裏面に記入してください。

(裏面)

認定申請事業所・店舗一覧表

(支店やテナントビルの入居店舗等複数の事業所を一括して申請する場合に記入してください。)

	事業所・店舗名	所在地	TEL FAX	備考
		e-mail		
1			TEL : FAX :	
		e-mail:		
2			TEL : FAX :	
		e-mail:		
3			TEL : FAX :	
		e-mail:		
4			TEL : FAX :	
		e-mail:		
5			TEL : FAX :	
		e-mail:		
6			TEL : FAX :	
		e-mail:		
7			TEL : FAX :	
		e-mail:		
8			TEL : FAX :	
		e-mail:		
9			TEL : FAX :	
		e-mail:		
10			TEL : FAX :	
		e-mail:		

取組事項が事業所・店舗により異なる場合は、備考欄に取組項目番号を記入してください。